

# 令和4年度大野市国民健康保険税の改定の概要について

## 1. 国民健康保険の状況

国民健康保険は、被用者保険や後期高齢者医療制度などの他の医療保険に加入していない全ての住民を被保険者とする事で「国民皆保険」を支えるもので、自営業者だけでなく、非正規労働者や年金生活者等の無職者が加入している。

当市の国民健康保険の被保険者数は、人口減及び後期高齢者医療保険や被用者保険への加入等により年々減少傾向が続いている。

国民健康保険制度の改革により平成30年度から県単位化され、将来的な県内の保険料水準の統一に向け、各市町の保険料算定方式を所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止した3方式に統一していく必要がある。大野市においても、県が示す標準保険料算定方式である3方式に変更するため、令和4年度を目途に移行することとなっている。

平成23年度以降税率改定せずに据え置きのまま、一般会計からの法定外繰入による財源補填をしながら財政運営を行ってきたが、県単位化が始まり、算定方式の変更も見据え、平成30年度に保険税率の改定の検討を行った。その結果、令和元年度からの国民健康保険税については、県単位化後の財政運営への影響が不明だったことから、賦課総額を据え置き、資産割の率を半分とする改定とした。改定後も引き続き、一般会計からの法定外繰入や基金取崩しによる赤字補填が余儀なくされている。

令和4年度以降に団塊の世代が、後期高齢者医療保険に移行し始めるものの、国民健康保険事業全体では、前期高齢者の割合が高く、一人当たりの医療費は高い状況が続く見込みである。今後も医療の高度化に伴い一人当たりの医療費は増えることが予想される。

特定健診等の受診率向上や後発医薬品の使用促進等に加え、健康づくり事業にも取り組み医療費適正化を図るとともに、口座振替の促進やコンビニ収納導入などによる収納率向上に取り組んでいるものの、依然財政状況は厳しい状況である

赤字補填目的の一般会計からの法定外繰入については、削減・解消する必要があり、また、保険者努力支援制度にてマイナス評価が導入されており、交付金が減額されることになっている。なお、赤字発生の翌々年度に削減・解消されない場合は、赤字削減・解消計画を策定することとなり、赤字削減・解消計画では、赤字発生の翌々年度から6年以内に赤字を解消する必要がある。

今後は、国民健康保険制度が将来的にも持続可能な制度となるよう収支の均衡を保ち、赤字を削減・解消し、国民健康保険事業の健全運営を図る必要がある。

## 2. 改定の方針

- (1) 将来的な県内の保険料水準の統一に向け、県内各市の保険料算定方式を統一していく必要があり、計画どおり令和4年度に所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止した3方式へ移行する。
- (2) 令和3年度ベースで財源不足分は、約8,000万円となるため、令和3年度は一般会

計繰入金と基金繰入金により補てん予定である。赤字削減・解消計画を策定する必要が生じることから、赤字発生翌々年度から6年以内の令和10年度までに赤字を解消していく。

- (3) 基金については、毎年赤字補填目的の取り崩しを行っており、令和3年度末の基金残高は約57,000千円となる見込であり、今後は、現在の基金残高は維持する。
- (4) 令和3年度ベースで財源不足分が8,000万円のため、賦課総額が2,000万円増額となるよう令和4年度からの保険税率を引き上げ、その後、財源不足が解消されるまで段階的に引き上げる。
- (5) 同じ医療保険である後期高齢者医療保険制度の見直し時期と合わせ、2年ごとに保険税率の見直しを実施する。
- (6) 前期高齢者である団塊の世代が、令和4年度から後期高齢者医療保険に移行するため、前期高齢者交付金が減額となることから、県が示す国保事業費納付金が高額になる見込みである。財源不足額は、年度によって変動することから、2年ごとに見直す際には、改めて財源不足額を算出し、引き上げ額を決定する。

### 3. 改定税額（率）案

		現行税率	改定案	比較
医療保険分	所得割額	6.30%	6.85%	0.55
	資産割額	12.00%	-	△12.00
	均等割額	26,400円	28,000円	1,600円
	平等割額	21,000円	20,200円	△800円
後期高齢者支援金分	所得割額	1.90%	2.20%	0.30
	資産割額	3.50%	-	△3.50
	均等割額	7,700円	8,800円	1,100円
	平等割額	6,200円	6,400円	200円
介護保険分	所得割額	1.70%	2.00%	0.30
	資産割額	3.50%	-	△3.50
	均等割額	9,200円	10,900円	1,700円
	平等割額	5,200円	5,500円	300円
計	所得割額	9.90%	11.05%	1.15
	資産割額	19.00%	-	△19.00
	均等割額	43,300円	47,700円	4,400円
	平等割額	32,400円	32,100円	△300円
一人当たり賦課額		95,729円	98,091円	2,362円

※改定案は、令和4年度・令和5年度の国民健康保険税額（率）